

第1回広陵町地域公共交通活性化協議会 議事要旨

日 時：平成22年8月16日(月) 14:00～16:00

場 所：広陵町役場3階大会議室

出席者：平岡会長、笹井委員、阪口委員、東委員、平地委員(代理：小泉様)、東委員、中澤委員、佃委員(代理：松石様)、西口委員(代理：甲斐様)、西本委員、増本委員、岩橋委員、服部委員、古田委員、奥谷委員

- 1 開会進行(事務局)
- 2 委嘱状交付(代表として笹井委員)
- 3 平岡町長による挨拶

・皆様方にとりましてはなにかとご多用なところ、また残暑厳しい今日、また時間帯でございますが、本日はご出席いただき誠にありがとうございます。

先程は委嘱状を皆様方にお渡しさせていただき、快くお引き受けいただき今日の会議に望んでいただいたこと心から感謝申し上げます。

広陵町では奈良交通の路線バス廃止に伴い、昨年4月から10人乗りワゴン車を予約方式で試行運行し、住民の皆様のご期待に応えてきました。過去にも大型バスも運行した経緯もございます。

しかし試行運行でありましたが、町民の声は厳しく、「もっと町内をくまなく走り、また町内の公共施設、大型商業施設や、病院、パークゴルフ場にも走らせてほしい」、「簡単に乗れる車両に改良してほしい」、「時間帯や乗り継ぎが悪い」、「現在は無料であるが有料でもいいので便利なバスを走らせてほしい」という様々なご意見をお寄せいただいております。町民の期待に応えるためにも国の補助金を期待し、また民間企業のイズミヤさんからも支援を依頼して、いまのところ快く返事をいただいております。

これらの新たな新交通システムを確立するためには新たなルートを設定し、車両を現行の1台から3台に増やし、平成23年1月から新たな試行運行を検討いたしております。

「地域公共交通活性化に関する法律」の定めによります、協議会を設置し、ご検討をいただき、町の適正な新公共交通システムを策定していただき、整次次第、国への申請をいたします。試行いたします今年度につきましては町全額持ち出しで、サービスの拡大と無料運行を続けます。

委員の皆様につきましては、町の公共交通の在り方、新システムの試行による成果と反省を交えながら協議をいただき、広陵町の地域交通実現にご努力をいただきたいと思います。

4 委員、事務局職員紹介

5 広陵町地域公共交通活性化協議会規約（案）について

【事務局説明】

- ・資料のとおり説明

【質疑応答】

岩橋委員

現行上問題はないが、将来的にタクシー事業者が業務を行う場合、タクシー協会は事業を行っていないので、事業者が委員になる必要があることから、追加委員の承認が認められるかどうか確認したい。

事務局

現行の協議会委員は設立に際してのメンバーなので、以降協議の中で必要性に応じて、決定されれば、規約変更の手続きを経て委員を追加する。

- ・規約全員一致承認
- ・規約の第6条により平岡町長が会長（議長）となる。
- ・以下、議長（会長）により議事進行。

6 副会長及び監事の選出（議題1）

- ・阪口委員が副会長に指名され、承認。
- ・笹井委員と東委員（商工会会長）が監事に推挙され、両委員とも承認。

7 広陵町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）、広陵町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）について（議題2、3）

- ・事務局より事務局規程（案）、財務規程（案）について説明
- ・承認

8 平成22年度広陵町地域公共交通活性化協議会事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について（議題4）

- ・事務局より説明

【質疑応答】

笹井委員

運行経路については利用しやすいもので、綿密な停留所の配置等には特別のご留意をいただき、いわゆる交通弱者だけでなく、より多くの住民が利用できるような計画及び実施を強く要望する。

また町民の声として停留所はできる限り多く、各地区を詳細に回ってほしいという要望が多いことから、事業計画の運行経路も再検討できるかどうか。

事務局

試行（案）は必ずしもよりきめ細かくなっていないかもしれない。今日までの研究結果により車両を選定し、車両が対向可能な道路を選定している。

運行経路、バス停の設置場所等、色々な要望を取り入れ、また協議会でご意見をいただきながら、なお一層研究し設定する。

増本委員

試行（案）の運行経路のうち西校区ルートと奈良交通の既存路線である高田竹取公園東線の一部が並行している。

既存の路線に影響が出るので今後十分協議が必要である。

真美ヶ丘ルートも若干並行しているが、高田竹取公園東線ほどではない。

事務局

今後既存路線に影響が出ないように協議会及び奈良交通とも協議し、路線を選定する。

東委員（県道路交通環境課）

事業計画（案）の試行運行は町の事業であると推察されるが、協議会の議論に入るのかどうか（議論の範囲）を確認したい。

事務局

本来は白紙の状態で協議していくものであるが、既存の試行運行や町民からの要望をもとに策定した試行案を協議会のたたき台としていくために提示している。

東委員（県道路交通環境課）

議論に入るのであれば判断材料となる資料が少ないので判断が難しい。

事務局

本来の手順とは異なるが町の事業として試行運行を並行して行い、連携計画策定の参考にしたい。

岩橋委員（タクシー協会）

運行経路の4ルートすべての業務委託料が予算の運行委託料に含まれるのかどうか。

また、運行経路や車両の選定はコンサルタントの調査研究を踏まえ、確定していくものである。

順序が前後していて、コンサルタントの役目を果たさないのでは。

事務局

運行委託料は来年1月からの試行運行（4ルート）を一般会計で計上しており、運行委託料は年度内3か月分である。

コンサルタントの手順については、承知しているが協議会と並行し、町の事業として試行案を今後の協議のたたき台とするために提示したものである。

岩橋委員（タクシー協会）

理解できない。

事務局

試行運転については町の事業であり、今後についてはコンサルタントの調査研究を踏まえ、本協議会で協議し、ご意見をいただき、連携計画を策定する手順である。試行案も様々なご意見をいただき修正を加えながら実施する。

会長

広陵町は高速道路、国道がない県内唯一の自治体であります。

今まで公共交通に頼っていたような町でしたが、高齢化により公共交通を要望する声が多く、町の事業として現在の元気号を発展したものにするため、今回の計画案を示した。

小泉氏（奈良運輸支局：平地委員代理）

補助金については、今年度国の事業仕分けで廃止になり、今後設立予定の交通基本法に移行していく。

ただし、補助率が当初調査事業100%、計画事業1/2であったが、22年度はさらに当初補助率の1/2になっている。

補助金次年度以降不透明であり、なくなれば町単独事業になり、年間40,000千円の費用が町負担になることを町民は理解しているのか。

事務局

補助金の行方、新しい制度については勉強していく。

補助金は3年間で4年目以降は町負担。

収支については予想利用者及び広告収入によって負担を減らせることができるが、10,000千円は町負担になるが、便宜性、費用、町が公共事業としてインフラ整備として、ご理解できる範疇かどうかを町民の理解を得られる努力をし、理解いただけるようなデータの収集に務める。

今後協議会及び議会で十分協議が必要である。

会長

基本的には補助金制度は活用していきたい。

事業仕分けで廃止になり、次年度以降はわからないが、積極的に国にも働きかけていきたい。

東委員（商工会）

運行委託料の内訳について燃料費等が含まれているか。

事務局

運行委託料の内訳については、運転手の派遣に係る費用を想定している。

車両購入、燃料費、保険料等は町の一般会計で計上している。

運行形態（車両込みの委託や車両リース等）については色々あるが、広陵町の場合イズミヤさんからバス購入費に対する寄付金があるので、広陵町が車両を購入し、運転手の派遣を受けて運行する予定である。

東委員（商工会）

委託料は人件費のみで、車両の整備や修繕等は別なのか。

事務局

別である。

中澤委員（高田土木事務所）

計画案の試行運行経路を基本として、国に申請する運行経路を選定していくのかどうか。

事務局

計画案の運行経路は今までの試行運行の結果や、町民の要望を集約した研究結果を基礎に策定したものである。

本ルートについては、試行運行結果を踏まえ2段階で決めていく。

中澤委員（高田土木事務所）

2回目の協議会は11月下旬開催予定であるが、バス停を綿密にした場合、

試行運行を1月から行うには、許認可が必要な道路専用（バス停の設置）の時間が厳しいのでは。

事務局

道路専用の申請等のスケジュールにつきましては改めて打ち合わせ等宜しく願います。

中澤委員（高田土木事務所）
バス停の標柱を設置するのか。
また予算は大丈夫か。

事務局

バス停につきましては現在検討中である。
決定した地点で、議会で補正予算を協議いただく。

岩橋委員（タクシー協会）

バス、タクシー、福祉タクシーはそれぞれの事業分野ですみ分けして運営している。

いずれも公共交通として立ちゆくようにする必要がある。

広陵町も東ルート、北ルートは10人乗りはジャンボタクシー（タクシー業界）であり11人以上がバスである。業務委託一括ということではなく、すみ分けをしながらでないと町民にとって役に立てないのでは。

試行とはいえ一度走ると町民は期待するし、なくなると不便をきたすことから、慎重になることが必要である。

順序が後先になっているので、まず計画は協議会で諮って決めないと、タクシー協会として案を承認できない。

事務局

試行のルート案については協議会の場で意見をいただき、道路上の問題を解決し、住民の意見も集約し、じっくり時間を掛けて決定していきたい。

会長

試行案は町案であり、協議会で議決いただくというものではない。
今後についてはコンサルタントに委託し、協議会、議会、各種団体等と協議していく。

競合する路線についても奈良交通さんと協議が必要であり、タクシー協会さんとも協議していく。

古田委員（婦人会）

既存のバスが減便され、とても不便であり公共交通を求める声がとても多い。住民の足が必要であり町の試行案を実行すると、バス、タクシーが今までのように使えなくなるのか。

町内を巡回するバスとタクシーとは違うのではないか。

町の試行案は交通弱者や福祉的にも必要であるのではと思う。

岩橋委員（タクシー協会）

タクシーの利用者が減るという短絡的のものではなく、広陵町の公共交通がいかに合理的で経費の負担が安く、町民が利用しやすい公共交通をどのように構築するかが本協議会の趣旨であり、タクシー業界の話をしているのではない。

後藤氏（奈良交通増本委員随員）

試行案はこれまでの研究した成果であると聞いているが、協議会というものは、なかなか本質的な話ができないので、広陵町民に最善な公共交通サービスを提供するためにも部会的な会議体を設けてほしい。（事務局とバス業者。事務局とタクシー協会等）

有料運行による駅への乗り入れによって町外利用を認めるのかどうか等今後、次回協議会までに検討していただきたい。

無料運行によって既存バスがなくなるケースがあるので、路線やダイヤの設定は慎重にしていきたい。

事務局

検討するにあたり協議会の委員や各団体等と協議していく。

駅への乗り入れについては、休止路線の補完で現在試行運行している。利用者は町内在住限定で考えている。

東委員（県道路交通環境課）

再度確認するが事業計画の承認について試行案は削除でよいか。

事務局

事業計画案、予算案については試行運行の実施計画、新公共交通システム関係の予算は町独自の案であることから協議事項から削除する。

試行運行計画案及びこれに伴う予算案を参考資料とし審議から除外した上で
全員一致承認

会長

以上をもちまして議事を終了いたします。初めての協議会ということもあり

書類の準備不足、不手際等ありました。貴重な意見や問題点、課題を教えてください誠にありがとうございます。基本は住民サービスの向上、利用しやすい交通システムの構築が目的であるので今度とも色々な意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

閉会の挨拶

事務局

第2回の協議会は事業計画では11月下旬となっているが、決定次第通知する。